

文化交流施設における不適切な勧誘行為等の制限に関する基準

(目的)

第1条 この基準は、行橋市図書館等複合施設条例（以下「条例」という。）第16条第2項及び第3項の規定に基づき、リブリオ行橋の文化交流施設における不適切な勧誘、営業活動その他これらに類する利用を防止し、市民が安心して利用できる環境を保持することを目的とする。

(不適切な利用の定義)

第2条 この基準において「不適切な利用」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 物品又はサービスの販売、契約締結を目的とする勧誘活動
- (2) 商品購入、投資、会員加入又は販売員登録等を伴う勧誘又は説明会
- (3) 紹介者の勧誘又は会員の拡大により利益を得る仕組みの事業に関する説明会又は勧誘活動（連鎖販売取引等）
- (4) 投資、資産運用その他これに類する金融取引への参加を勧誘する活動
- (5) 自己啓発、能力開発、スピリチュアルその他これに類する活動であって、参加者に対し高額な商品、役務又は講座の購入又は契約を勧誘するもの
- (6) 参加者に対し契約締結、商品購入又は会員登録等を促す営業活動
- (7) 消費者トラブルの発生が懸念される営業活動又は勧誘活動

(許可しない基準)

第3条 委員会又は指定管理者（以下「管理者」という。）は、条例第16条第1項の規定による申請が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、同条第2項各号の規定に基づき、利用を許可しない。

- (1) 利用目的が前条に規定する不適切な利用に該当するとき。
- (2) 特定の政党の利害に関する活動、又は特定の宗教を支持し、若しくはこれに反対する等の布教、勧誘等の活動を行うとき。
- (3) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (4) その他、図書館の設置目的又は施設の管理運営上支障があると認められる活動であるとき。
- (5) 申請者が過去に本施設又は他の公共施設において、本基準に抵触する行為により指導を受け、又は利用を取り消された事実があるとき。

(調査及び資料の提出)

第4条 管理者は、利用許可の判断に当たり必要があると認めるときは、申請者に対し、

次に掲げる資料の提出を求めることができる。

- (1) 活動内容の詳細を記した企画書、マニュアル又は規約
- (2) 参加者への案内状、チラシ又はパンフレット
- (3) 講師、出演者又は主催団体の活動実績を証する書類
- (4) その他管理者が必要と認める書類
- (5) 本基準の禁止事項に該当しないことを確約する宣誓書

(許可の条件)

第5条 管理者は、条例第16条第3項の規定により、次に掲げる条件を付して利用を許可することができる。

- (1) 会場内において、参加者に対し契約の締結、金銭の授受又は個人情報の収集を行わないこと。
- (2) 会場周辺において、呼び込み、つきまとい、又はチラシの配布等の迷惑行為を行わないこと。
- (3) 参加者から苦情やトラブルの申出があった場合は、主催者の責任において速やかに解決すること。

(許可の取消し等)

第6条 管理者は、利用の許可を受けた者が、本基準に違反したとき、又は申請内容と異なる不適切な活動を行ったときは、条例第21条第1項の規定により、直ちに利用を停止し、又は許可を取り消すものとする。